

新潟県蜜蜂飼育の手引き



令和8年5月
新潟県農林水産部畜産課

目次

1	蜜蜂飼育届・蜜蜂飼育変更届	… P 1
2	蜂群の配置調整	… P 1
3	蜜蜂飼育上の留意点	… P 3
4	蜜蜂の転飼について	… P 4
5	蜜蜂の病気と伝染病発生時の通報について	… P 5
6	蜜蜂への農薬飛散防止対策について	… P 5
7	蜜蜂用医薬品の適正使用について	… P 6
8	はちみつの適正表示について	… P 7
9	はちみつの瓶詰め等の製造にも 食品衛生法が適用されます	… P 8
10	新潟県養蜂協会について	… P 9
11	養蜂関係機関の担当区域	… P10
12	養蜂関係機関の連絡先	… P11

※本手引きの内容は令和8年5月時点のものです。最新情報については、
県地域振興局、家畜保健衛生所、または県畜産課にお問い合わせください。

1 蜜蜂飼育届・蜜蜂飼育変更届

新潟県に住所を有し新潟県内で蜜蜂(セイヨウ・ニホンとも)を飼育する方は養蜂振興法に基づき、次の届出が義務付けられています。

届出	提出の時期	届出先	届出方法	備考
蜜蜂飼育届	毎年1月末まで	担当の地域振興局	・新潟県電子申請システム ・紙(用紙はホームページからダウンロードしてください。地域振興局にもあります。)	増群、飼育場所を変更する場合は届出前に担当の養蜂協会支部長に相談をしてください。
蜜蜂飼育変更届	届出内容に変更が生じた日から1か月以内			

ただし、次の場合届出は不要です。(養蜂業者を除く。)

- 農作物等の花粉授精の用に供するために蜜蜂を飼育する者。なお、使用後に返却、焼却を行わず通年飼育している場合や自らの農作物の作付規模に比べ過大な飼育規模の場合は届出が必要です。(詳細は地域振興局にご相談ください。)
- 研究等のため密閉された状態で蜜蜂を飼育する場合。
- 巣の設置、給餌、投薬などをせず蜜蜂や蜂蜜の所有、占有の意思を持たず、野生の蜜蜂の巣から採蜜するなど飼育に該当しない場合。

※ 飼育届に付属しているアンケートへのご協力をお願いします。

2 蜂群の配置調整

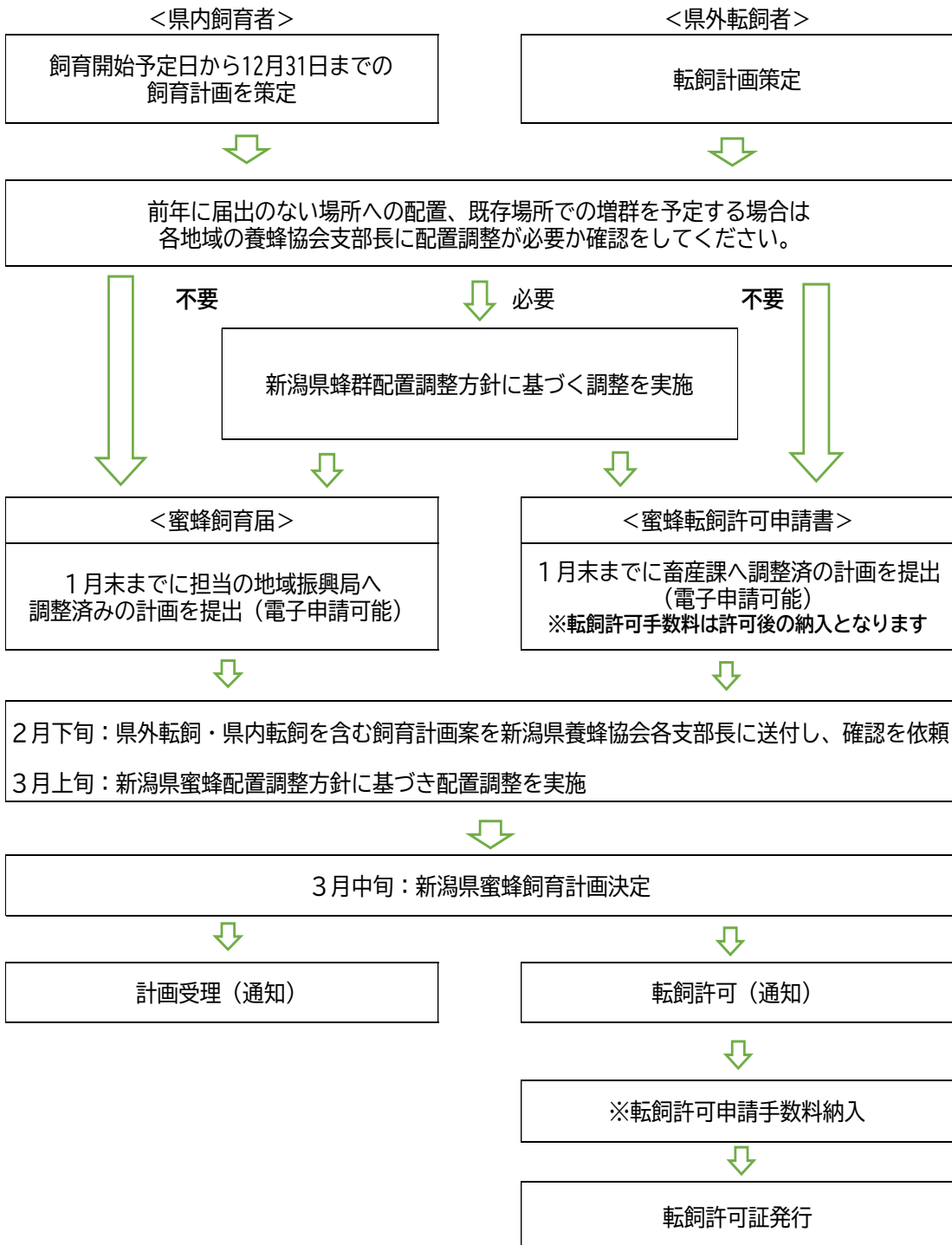
※ 蜂群配置の適正化にご理解、ご協力をお願いします。

～蜜蜂飼育届を提出すれば、その内容で飼育ができるとはかぎりません!～

養蜂の振興にあたっては、限られた蜜源の有効活用や伝染病のまん延防止を図るため、地域の特性に応じて蜂群数、飼育場所、飼育期間を調整し、蜂群配置の適正を図る必要があります。

このため、前年に届出のない場所への配置、既存場所での増群を計画している場合は、蜜蜂飼育届提出前に担当の新潟県養蜂協会支部長に連絡し、新潟県蜂群配置調整方針に基づく調整を経た上で蜜蜂飼育届を提出してください。

蜜蜂飼育届・蜜蜂転飼許可申請の流れ



- 計画策定後に飼育内容の変更や新規転飼（飼育）を希望する場合は、地域の養蜂協会支部長に相談の上、飼育変更届又は転飼許可申請書の提出が必要です。
- 転飼許可申請書は、転飼開始2か月前に提出が必要です。

新潟県蜂群配置調整方針

第1 目的

養蜂振興法第8条に規定する蜂群配置調整に係る県の対応方針を定め、地域における蜜蜂飼育者の合意形成と円滑な調整を促し、限られた蜜源を有効活用した蜜蜂による生産物の増産に資することを目的とする。

第2 配置調整の対象

蜜蜂の配置調整は、次の案件を対象とする。

- ・ 前年度に届出のない場所への配置。
- ・ 既存配置場所での増群。

第3 蜜蜂配置調整委員の任命

畜産課長は、新潟県養蜂協会支部長を蜂群配置調整委員(以下「委員」という。)に任命し、蜂群の配置調整を行う。

第4 配置調整の方法

蜜蜂の配置調整は、次の方針に基づき委員が蜜蜂飼育者の合意形成を行い、最終的に畜産課長が判断する。

- ・ 飼育場所を変更していない蜜蜂飼育者を優先する。(実績の優先)
- ・ 地元の蜜蜂飼育者を優先する。(地元養蜂振興)

附 則

本方針に基づき、令和5年次申請・届出蜂群から配置調整を行う。

3 蜜蜂飼育上の留意点

蜜蜂飼育者は蜜蜂の適切な管理に努めるよう養蜂振興法で義務付けられています。

都市化の進展に伴い、蜜蜂の飼育に伴う苦情も増加傾向にあります。飼育地周辺の住民とのトラブルを防止するため、下記事項について留意願います。

- 1 蜜蜂飼育届、蜜蜂転飼許可証記載の飼育場所、群数、飼育期間を遵守すること。
- 2 蜜蜂は人を刺すことがあり、秋にはスズメバチが飼育箱に飛来することもあるため、住宅地周辺で飼育する場合はこれらを周辺住民に周知し、被害の発生防止に努めること。
- 3 春から夏にかけては、分蜂防止対策を講じる等適正な群数の維持に努めること。
- 4 自己所有地以外の場所へ巣箱を設置する場合は、必ず地権者の許可を得ること。
- 5 車両等への蜜蜂の糞被害を防止するため、隣家や道路付近に巣箱を置かないこと。
- 6 蜜蜂の飼育に伴いトラブルが発生したときは、苦情申立者と直接話し合いを持つこと。
- 7 腐そ病やバロア症(ダニ)などの病気の温床とならないよう衛生管理に留意すること。
 - ・新規飼育者は、新潟県養蜂協会等に衛生管理指導を依頼すること。
 - ・異常が見られた場合は、家畜保健衛生所で検査を受けること。
- 8 花粉交配に使用した蜜蜂は放置せず、適切に返却・焼却すること。

4 蜜蜂の転飼について

(1) 県外から県内への転飼

- 当年分の転飼申請書を1月末日までに畜産課に紙か電子申請システムで提出してください。
(新規、場所の移動、増群の場合は担当の養蜂協会支部長に事前相談してください)
- 年度途中で新規申請を行う場合は、蜜蜂の飼育を始める2か月前までに同様の手続きをしてください。
- 転飼許可申請料

許可申請手数料の額	納付方法	備考
1場所につき、150円 に蜂群数を乗じた額 (その額が2,300円を超 えるときは2,300円)	・新潟県電子収納システム (クレジットカード、ペイ ジーでの支払い) ・納入通知書	申請手数料は、許可通 知後の納入となります。

- 県内へ転飼するときは、移入直前の飼育地の都道府県が発行した腐そ病検査済証を巣箱に貼付し、担当の家畜保健衛生所に腐そ病検査証明書を提出してください。
- 無許可転飼への対応
新潟県では地域の蜜源等を勘案し、飼育者間の合意のもとに最大限の蜂群となるよう配置調整を行っており、無許可転飼は地域の取組を踏みにじる悪質な行為です。

無許可転飼や転飼許可の内容と実際の飼育状況が著しく異なる場合等、その行為が悪質だと県が判断したときは注意勧告を行い、状況が改善されないときは養蜂振興法に基づき罰金に処することになります。

**また、無許可転飼育者の住所のある都道府県担当課へ案件を報告します。
(新潟県養蜂協会は、無断転飼者が住所を有する養蜂協会へ嚴重注意を要請します。)**

(2) 県内から県外への転飼

- ア 県外へ転飼するときは、その30日前までに担当の家畜保健衛生所の腐そ病検査を受け、巣箱に腐そ病検査済証を貼付し県外へ移出してください。
- イ 転飼先の都道府県の条例等に従い、転飼許可を得てください。
- ウ 当県へ提出した飼育届と転飼先に提出した転飼許可申請書の記載内容が異なることのないよう注意をお願いします。(※転飼許可申請書の記載内容が当初の飼育届と変わったときは、当県へ飼育変更届を提出してください。)

(3) 県内間の転飼

飼育者が住所を有する養蜂協会の担当する地域以外の地域で新規飼育、増群を計画する場合は、飼育届を提出する前にその地域を担当する養蜂協会支部長に配置調整が必要か確認してください。

5 蜜蜂の病気と伝染病発生時の通報について

蜜蜂の大量死等伝染病が疑われる症状が見られたら、担当の家畜保健衛生所に連絡してください。

＜蜜蜂の主な病気＞

○ 腐そ病（家畜伝染病予防法で法定伝染病に指定）

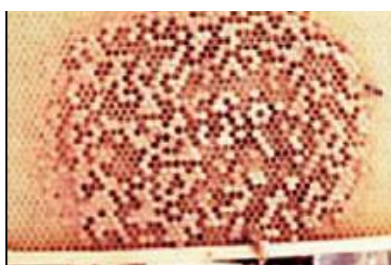
蜜蜂の幼虫が病原体を含む餌を摂取したときに発病し死亡します。盗蜂等により巣から巣へ感染が広がるため腐そ病の発生蜂群は焼却し、まん延を防止します。

新潟県では3年に1回、家畜保健衛生所が検査を実施しています。検査通知があった際は日程を調整し、必ず検査を受けてください。（検査手数料1群170円、腐そ病検査証明書300円）

アメリカ腐そ病によって死亡した蜂児



ヨーロッパ腐そ病によって死亡した蜂児



○ バロア症（届出家畜伝染病）

蜜蜂の外部に寄生するミツバチヘギイタダニによる疾病で、寄生した蜜蜂を弱らせて経済的被害を与えます。感染予防には成蜂、蜂児の移動禁止等の管理対策が必要です。



ミツバチヘギイタダニ

○ その他の届出伝染病

チョーク病、ノゼマ症、アカリンダニ症

6 蜜蜂への農薬飛散防止対策について

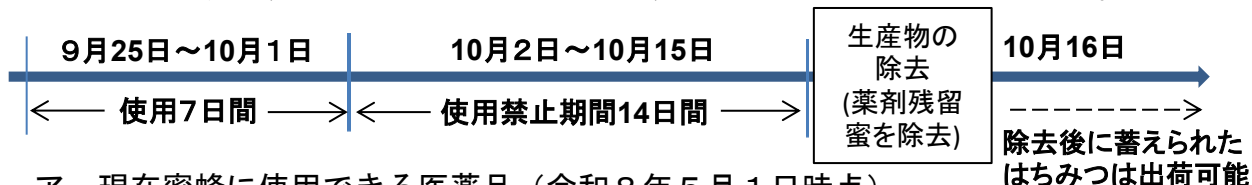
- カメムシ防除等の農薬に暴露する確率が高い場所に、巣箱を設置しないでください。
- 蜜蜂飼育届・蜜蜂転飼許可申請書で「蜜蜂に対する農薬飛散防止に向けた情報提供を希望する。」と回答された方へは、防除主体から飼育地周辺の防除情報が提供されるので、巣箱の移動や巣門の閉鎖等の農薬飛散防止対策を行ってください。
- 防除は天候等の影響で実施日が前後することもあるので、自主的に防除情報を収集し、蜜蜂への農薬飛散防止に努めてください。

7 蜜蜂用医薬品の適正使用について

蜜蜂用医薬品は、使い方、使用量、使用禁止期間・休薬期間等の使用基準を守って使用しなければなりません！

使用基準を守らず、出荷したはちみつに医薬品が残留基準値を超えて残留した場合、**回収や廃棄の対象**となります。投薬記録を付けて管理しましょう。

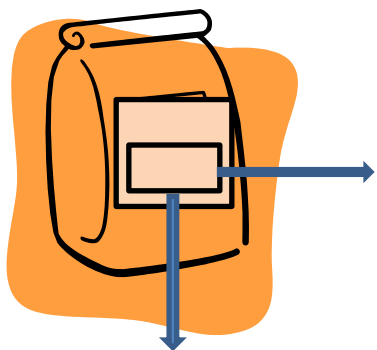
＜例＞ 使用禁止期間が食用に供するはちみつ及びその他の生産物の生産前14日である医薬品を9月25日から10月1日までの7日間使用した場合、出荷できるのは10月16日から蓄えられたはちみつとなります。



ア 現在蜜蜂に使用できる医薬品（令和8年5月1日時点）

薬剤名		使用期間	注意事項
みつばち用アピテン		7日間	投与期間や投与後14日間に蓄えられたはちみつやローヤルゼリー等は食用に出荷しないこと。
タイラン水 溶散	粉糖投与	週1回・ 3週間	投与期間や投与後7日間に蓄えられたはちみつやローヤルゼリー等は食用に出荷しないこと。
	代用花粉投与		投与期間や投与後7日間に蓄えられたはちみつやローヤルゼリー等は食用に出荷しないこと。 また、採蜜前に5kg以上はちみつを捨てること。
日農アピスタン	アピパール	6週間以内	投与期間に蓄えられたはちみつやローヤルゼリー等は食用に出荷しないこと。
アピパール			
チモパール		3～4週間 投与を2回	投与期間中に外気温が30℃を超えた場合は、本剤の投与を中止。本剤を使用した蜂群のローヤルゼリープロポリス並びに蜂体は食用に供さないこと。

イ 使用基準の確認方法



＜表示例＞

動物用医薬品 ○○○○○(商品名)

効能・効果

蜜蜂：アメリカ腐そ病の予防

用法・用量

蜜蜂の育児箱1箱当たり、本剤48gを専用飼料に均一に混じ250gとしたものを育児箱内に置き、7日間経口投与する。

注意－使用基準の定めるところにより使用すること

注意：本剤は薬機法第83条の4の規定に基づき上記の用法及び用量を含めて使用者が遵守すべき基準が定められた医薬品ですので、使用対象動物（蜜蜂）について上記の用法及び用量並びに次の使用禁止期間を遵守してください。

蜜蜂：食用に供するはちみつ及びその他の生産物の生産前14日間

☆ 医薬品に関する問い合わせは家畜保健衛生所へ

8 はちみつの適正表示について

はちみつの販売にあたっては、「食品表示法」、「景品表示法」、「健康増進法」、「はちみつ類の表示に関する公正競争規約」（全国はちみつ公正取引協議会制定）に基づいた表示が必要です。

平成27年に制定された食品表示法の経過措置期間が終了し、

- 令和2年4月～「栄養成分表示」
 - 令和4年4月～「原料原産地表示」
- が義務付けられました。

※1 原材料の産地表示

原料はちみつが全て国内で採蜜されたものでなければ国産と表示できません。
(詳細は、はちみつ類の表示に関する公正競争規約等参照)

<表示例>

名 称	はちみつ
原 材 料 名	はちみつ(国産)※1
内 容 重 量	500g
賞 味 期 限	令和〇年〇月〇〇日
保 存 方 法	直射日光を避けて常温で保存して下さい。
加 工 者	〇〇養蜂(株) 新潟県〇〇市〇〇町〇〇番地

※3 栄養成分表示(100g当たり)	
熱 量	329 kcal
たんぱく質	0.3 g
脂 質	0 g
炭 水 化 物	81.9 g
食塩相当量	0 g

推定値

※2 1歳未満の乳児に与えないでください。

※2 はちみつは、乳児ボツリヌス症の発生原因となります。注意を喚起するため必ず表記すること。

※3

○「栄養成分表示」の文言は変更しないこと。
○上記5つの栄養成分表示等は必ず表示し、順番を変更しないこと。
○表示値は独自に分析しなくても公的なデータベース等の値を引用してもよい。その場合は近接した場所に「推定値」又は「この表示値は目安です。」のいずれかを表示すること。

〇はちみつを精製（脱色、脱臭、濃縮または添加物の添加をいう。）する業者の方へ

上記に加え、「添加物」に関する表示が必要です。内容重量の後に添加物の欄を設け

- 添加物を使用しない場合は「なし」と記載する。
- 添加物を使用した場合は、添加物の種類及びその割合について記載する。
 - ・ アレルゲンは個別表示を原則とし、個別の添加物の直後に（ ）書きする。
 - ・ 一括表示する場合は添加物の最後一括して記載する。（一部に～を含む。）

相談
窓口

栄養表示に関する事項：地域振興局福祉保健部等（基幹保健所）の栄養関係相談窓口
原材料、原産地など品質に関する事項：地域振興局 農林振興部等の食品表示相談窓口

9 はちみつの瓶詰め等の製造にも食品衛生法が適用されます。

●HACCP※に沿った衛生管理が必要です

はちみつの瓶詰め等の製造については、(一社)全国はちみつ公正取引協議会、(一社)日本養蜂協会が次の手引書を作成し、厚生労働省の確認を受けておりHPにも掲載されています。

「はちみつの瓶詰め等の製造における*HACCP 導入の手引書」の発行

巣から採集して容器に保存したはちみつを、作業場又は工場で受け入れてから、濾過し容器に充填するまでの工程が対象です。手引書の記載内容をしっかりと実行しましょう。

* 蜜蜂が花蜜を集め巣に貯めたはちみつを、採集して容器に保存する工程の管理については、引き続き「蜜蜂の採蜜・衛生管理台帳」にて記録に残しましょう。

※HACCP (ハサップ) とは、原材料の受け入れから最終製品までの各工程ごとに、微生物による汚染や金属混入などの危害要因を分析したうえで危害の防止につながる特に重要な工程を継続的に監視、記録する工程管理システムのことです。

●保健所への営業の届出が必要です

はちみつを瓶詰めして販売する事業者は保健所への営業の届出が必要です。詳細については、各地域の保健所に相談してください。

●食品衛生責任者の選任が必要です

営業届出施設には、食品衛生責任者の選任が義務付けられており、食品衛生責任者になるには、調理師、栄養士等の資格が無い場合、食品衛生責任者養成講習会を受講する必要があります。

食品衛生責任者の選任に関することについては、各地域の保健所に相談してください。

10 新潟県養蜂協会について

新潟県養蜂協会（略称「新蜂協」）は、安全なはちみつの提供と生産物の品質向上、増産にむけた蜜蜂の利用促進を図ることを目的に、蜜蜂飼育者が組織し運営している任意団体です。

＜主な活動内容＞

- 蜜源の調査と蜂群の配置調整
- 蜜蜂の防疫や疾病に関する報告、防疫検査への協力、食品衛生法の検査への協力
- 養蜂研修会の開催、蜜蜂飼育資材のあっせん、養蜂に必要な情報提供等新蜂協の目的達成に必要な事項

＜入会、問合せ＞

養蜂協会長、又は担当の養蜂協会支部長までご連絡ください。

養蜂協会長、各支部長の連絡先は、所管する県振興局担当課にお問い合わせください。

11 養蜂関係機関の担当区域

県内飼育者：住所地 転飼者：飼育予定地		配置調整委員 (新潟県養蜂協会支部長)	飼育届等提出先 (地域振興局)	蜜蜂の病気・検査 (家畜保健衛生所)
村上市、関川村 粟島浦村		岩船支部長	新発田地域振興局 農業振興部 生産振興課	下越家畜保健衛生所
新発田市、阿賀野市 胎内市、聖籠町		北蒲原支部長		
新潟市	北区	新潟支部長	新潟地域振興局 農林振興部 生産振興課	中央家畜保健衛生所
	西区、中央区 東区、江南区			
	南区、西蒲区			
	秋葉区	中蒲原支部長		
五泉市		中蒲原支部長		下越家畜保健衛生所
阿賀町				
佐渡市		佐渡支部長	佐渡地域振興局 農林水産振興部 企画振興課	中央家畜保健衛生所 (佐渡支所)
弥彦村		南蒲原支部長	三条地域振興局 農業振興部 企画振興課	中央家畜保健衛生所
三条市、加茂市 燕市、田上町				
見附市				
長岡市、小千谷市 出雲崎町			長岡地域振興局 農林振興部 生産振興課	中越家畜保健衛生所
柏崎市、刈羽村		柏崎支部長		
魚沼市、南魚沼市 湯沢町		南蒲原支部長	南魚沼地域振興局 農林振興部 生産振興課	
十日町、津南町		津南支部長		
上越市、妙高市 糸魚川市		上越支部長	上越地域振興局 農林振興部 生産振興課	上越家畜保健衛生所

12 養蜂関係機関の連絡先

○ 県振興局

振興局名	〒	住 所	電 話
新発田地域振興局農業振興部生産振興課	957-8511	新発田市豊町3丁目3番2号	0254-26-9153
新潟地域振興局農林振興部生産振興課	956-8625	新潟市秋葉区新津4524-1	0250-24-9622
三条地域振興局農業振興部企画振興課	955-0046	三条市興野1丁目13番45号	0256-36-2254
長岡地域振興局農林振興部生産振興課	940-8567	長岡市沖田2丁目173番地2	0258-38-2552
南魚沼地域振興局農林振興部生産振興課	949-6680	南魚沼市六日町960	025-772-3918
上越地域振興局農林振興部生産振興課	943-8551	上越市本城町5-6	025-526-9408
佐渡地域振興局農林水産振興部企画振興課	952-1211	佐渡市中興684	0259-63-3185

○ 家畜保健衛生所

家畜保健衛生所名	〒	住 所	電 話
中央家畜保健衛生所	959-0423	新潟市西蒲区旗屋686	0256-88-3141
中央家畜保健衛生所（佐渡支所）	952-1209	佐渡市千種264	0259-63-2676
下越家畜保健衛生所	959-2331	新発田市下飯塚139-3	0254-22-3067
中越家畜保健衛生所	949-7413	魚沼市堀之内2914-2	025-794-2121
上越家畜保健衛生所	943-8551	上越市本城町5-6	025-526-9441